

§ 4 企業立地に係る優遇処置や支援制度等

適用の可能性がある優遇処置や、活用のできる支援制度について整理します。

(1) 国際物流拠点産業集積地域優遇処置と支援制度

1) 国際物流拠点産業集積地域を対象とした税制の優遇措置

	優遇項目	優遇措置の概要	対象業種
国 税 注1	①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、新たに設立された、常時使用する従業員数15名以上の法人について、新設後10年間で、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、住民税、法人税割も同様) ※内閣総理大臣等による事業認定及び沖縄県知事による特別事業認定が必要	製造業・こん包業・倉庫業・特定の機械等修理業・特定の無店舗小売業・航空機整備業
	②投資税額控除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円 ^{注2})を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価格の一定割合が法人税額から控除される。 控除率:機械及び装置15%、建物及びその附属設備8% (法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	製造業・こん包業・倉庫業・道路貨物運送業・卸売業・特定の機械等修理業・特定の無店舗小売業・特定の不動産賃貸業・航空機整備業
	③特別償却	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円 ^{注2})を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率:機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%	
関 税	関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。 内閣総理大臣等の事業認定が必要	
	保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。 内閣総理大臣等の事業認定が必要	
地 方 税	法人事業税の課税免除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除(5年間)	
	不動産取得税の課税免除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除 ^{注3}	
	固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間) ^{注3}	
	事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する機械装置等の取得価格の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価格の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。(5年間)	

※実際に優遇措置を活用するには、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)、沖縄振興開発金融公庫(融資)へご相談下さい。

【備考】注1: 国税は、優遇措置のうち、①②③のいずれかを選択／注2: 建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となる／

注3: 土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る

※沖縄県企業立地ガイド (平成29年3月) より

2) 企業立地・移転に対する助成

沖縄県企業立地促進条例に基づき、工場等を建設し、操業するために取得した投下固定資産の経費等に対する助成があります。

助成金の名称	対象経費及び助成要件	助成金の額															
投下固定資産取得費補助金 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 TEL:098-866-2770	1 製造業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 ○対象事業者 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業の月に供する目的で段下固定資産を取得した者 ○対象経費 ・土地、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置 ○対象地域 ・工場適地 ○助成要件 ・5,000㎡以上の工場等用地を取得(借地を含む)すること。 (デザイン業及び自然科学研究所にあっては2,500㎡以上) ・2億5千万円以上の投下固定資産(用地を除く)を取得すること。 ・用地取得後3年以内に、操業又は営業を開始すること。 ・操業又は営業開始後2年以内に新規に従業員を10人以上(うち県内居住者1/2以上含む)雇用すること。	投下固定資産取得費に対する助成 <table><tr><th>新規雇用者数</th><th>助成率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>50人以上</td><td>25%</td><td>10億円</td></tr><tr><td>35人～49人</td><td>20%</td><td>8億円</td></tr><tr><td>20人～34人</td><td>15%</td><td>6億円</td></tr><tr><td>10人～19人</td><td>10%</td><td>4億円</td></tr></table> (※限度額の対象について、2用地取得費に対する助成額を受ける場合は、当該助成額と用地取得費に対する助成額の合計を限度額の対象とする。)	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	25%	10億円	35人～49人	20%	8億円	20人～34人	15%	6億円	10人～19人	10%	4億円
	新規雇用者数	助成率	限度額														
	50人以上	25%	10億円														
	35人～49人	20%	8億円														
	20人～34人	15%	6億円														
10人～19人	10%	4億円															
2 製造業等に係る旧特別自由貿易地域内の用地取得費に対する助成 ○対象事業者 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業、航空整備業に属する事業の用に供する目的で固定資産を取得した者 ※県内の旧特別自由貿易地域以外の場所から当該地区へ移転する事業者は、産業高度化及び雇用者数の維持を要件とする。 ※既に旧特別自由貿易地域に立地している事業者が新たに用地を取得する場合は、雇用者数の維持を要件とする。 ○対象経費 土地(上記1において用地に対する助成を受ける場合、重複は不可) ○対象地域 旧特別自由貿易地域 ○助成要件 ア平成34年3月31日までに3,000㎡以上の用地を取得すること。 イ用地の取得後3年以内に操業又は営業を開始すること。 ウ操業又は営業開始後2年以内に沖縄振興特別措置法第44条に定める特別事業認定を受けること。	用地取得費に対する助成 <table><tr><th>助成要件</th><th>助成率</th></tr><tr><td>助成要件ア、イを満たした場合</td><td>25%</td></tr><tr><td>助成要件アからウまでを満たした場合</td><td>50%</td></tr></table>	助成要件	助成率	助成要件ア、イを満たした場合	25%	助成要件アからウまでを満たした場合	50%										
助成要件	助成率																
助成要件ア、イを満たした場合	25%																
助成要件アからウまでを満たした場合	50%																
3 情報通信産業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 ○対象経費 ・建物及びその附属設備、構築物 ○対象地域 ・情報通信産業振興地域 ○助成要件 ・自ら事業の用に供する部分の建物延べ床面積500㎡以上の建物を取得した者(コールセンター等については2,000㎡以上) ・建物延べ床面積の1/2以上を自己の事業所として使用する者 ・新規に県内居住の従業員を20人以上雇用する者(コールセンター等については200人以上) ・用地取得後2年以内に、操業又は営業を開始した者 ○対象事業 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業等	投下固定資産取得費に対する助成 <table><tr><th>新規雇用者数</th><th>助成率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>50人以上</td><td>5%</td><td>10億円</td></tr><tr><td>35人～49人</td><td>5%</td><td>6億円</td></tr><tr><td>20人～34人</td><td>5%</td><td>2億円</td></tr></table>	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	5%	10億円	35人～49人	5%	6億円	20人～34人	5%	2億円				
新規雇用者数	助成率	限度額															
50人以上	5%	10億円															
35人～49人	5%	6億円															
20人～34人	5%	2億円															
4 国際航空運送事業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 ○対象経費 ・建物賃借料及びその附属設備、構築物、機械及び装置 ○対象地域 ・那覇空港地域内 ○助成要件 ・5,000㎡以上の特定工場等を賃借した者 ・新規に県内居住の従業員を20人以上雇用する者 ・建物取得後2年以内に、操業又は営業を開始した者 ○対象事業 国際航空運送業等	1 投下固定資産取得費に対する助成 (1) 特定工場等の投下固定資産 <table><tr><th>新規雇用者数</th><th>助成率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>50人以上</td><td>5%</td><td>10億円</td></tr><tr><td>35人～49人</td><td>5%</td><td>6億円</td></tr><tr><td>20人～34人</td><td>5%</td><td>2億円</td></tr></table> (2) 新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×40万円 2. 建物賃借料に対する助成 県知事が適正と認める額	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	5%	10億円	35人～49人	5%	6億円	20人～34人	5%	2億円				
新規雇用者数	助成率	限度額															
50人以上	5%	10億円															
35人～49人	5%	6億円															
20人～34人	5%	2億円															

※沖縄県企業立地ガイド (平成29年3月) より

(2) 新糸満市企業誘致条例

本条例は、産業の振興と雇用の増大を目的に企業の立地を促すため、特定の地域に立地する企業に対し、課税の免除や助成金等の優遇措置を位置付けています。

新糸満市企業誘致条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号。以下「沖振法」という。)第 28 条第 2 項第 2 号の規定により定められた地域、同法第 35 条第 2 項第 2 号の規定により定められたもの及び同法第 41 条第 2 項第 2 号の規定により定められた地域のうち、工場適地及び工場適地外地域において工場等を設置(増設を含む。以下同じ。)する者に対し、便宜の供与、課税の免除及び助成金の交付を行うこと並びに沖振法第 6 条第 2 項第 2 号の規定により定められた観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を新設又は増設した者に対し課税の免除を行うことにより、産業の振興と雇用の増大に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信産業 沖振法第 3 条第 6 号に規定する情報通信産業をいう。
- (2) 情報通信技術利用事業 沖振法第 3 条第 8 号に規定する情報通信技術利用事業をいう。
- (3) 製造業等 沖振法第 3 条第 9 号に規定する製造業等をいう。
- (4) 産業高度化・事業革新促進事業 沖振法第 3 条第 10 号に規定する事業をいう。
- (5) 国際物流拠点産業 沖振法第 3 条第 11 号に規定する国際物流拠点産業をいう。
- (6) 特定国際物流拠点事業 沖振法第 3 条第 12 号に規定する事業をいう。
- (7) 工場等 情報通信産業、情報通信技術利用事業、産業高度化・事業革新促進事業及び製造業等に使用する施設並びにその附帯施設をいう。
- (8) 工場適地 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 3 条に規定する工場立地調査簿に掲げられている工場適地をいう。
- (9) 工場適地外地域 情報通信産業及び情報通信技術利用事業を対象とする区域で、工場適地以外の市の区域をいう。
- (10) 観光地形成促進地域 沖振法第 6 条第 2 項第 2 号の規定により定められた地域をいう。
- (11) 設備等 情報通信産業、情報通信技術利用事業、産業高度化・事業革新促進事業、国際物流拠点産業・特定国際物流拠点事業及び製造業等の用に供する設備若しくはスポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、体育施設、集会施設のうちのいずれかの施設と販売施設が一体的に設置された附帯施設をいう。
- (12) 新設 市内に設備等を有しない者が、新たに設備等を設置し、又は既に設備等を有する者が、当該事業と異なる業種の設備等を設置することをいう。
- (13) 増設 市内に設備等を有する者が、現有の設備等の事業規模を拡大するため設備等を設置(前号に該当する場合を除く。)し、若しくは設備等を拡張(おおむね 30%以上)し、又は設備等を移転することをいう。
- (14) 青色申告者 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 40 号又は法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 37 号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人をいう。

(便宜の供与)

第 3 条 市長は、工場適地及び工場適地外地域において工場等を設置する者(以下「工場等設置者」という。)に対し、用地の取得、資金の調達、労働者の確保、立地条件資料の提供、その他工場等の設置に必要な事項について便宜の供与をすることができる。

(優遇措置)

第 4 条 市長は、工場等設置者又は観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第 6 条第 5 項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、沖縄振興特別措置法第 9 条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 14 年総務省令第 42 号)第 1 条第 2 項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者(以下「観光地形成促進地域内における対象施設設置者」という。)に対し、規則の定めるところにより、次の各号に掲げる優遇措置を講ずることができる。

- (1) 工場等設置者及び観光地形成促進地域内における対象施設設置者に対し、固定資産税の課税の免除
- (2) 工場等設置者に対し、用地取得に対する助成金の交付
- (3) 工場等設置者に対し、市内在住者を常時使用する労働者として雇用するために要した経費に対する助成金の交付

(優遇措置の適用手続)

第 5 条 前条に規定する優遇措置の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められる者について、優遇措置を適用する。

(申請事項等の変更による届出)

第 6 条 前 2 条により優遇措置の適用を受けたものが、次の各号の一に該当したときは、当該事実が生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項に定める申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(適用の取消等)

第 7 条 市長は、第 4 条に規定する優遇措置の適用を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、優遇措置を取り消し若しくは停止し、若しくは既に免除した市税を賦課徴収し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 優遇措置の適用要件を欠いたとき。
- (2) 事業を休止し若しくは廃止したとき又は休止若しくは廃止の状態であると認められるとき。
- (3) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。
- (4) 偽りその他の不正の手段により優遇措置の適用を受け、又は受けようとしたとき。

(規則への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 4 条に規定する優遇措置の適用は、情報通信産業及び情報通信技術利用事業に使用する施設並びにその附帯施設を設置する者については平成 14 年 4 月 1 日から、製造業等に使用する施設及びその附帯施設を設置する者については平成 14 年 7 月 10 日から適用する。

(有効期限)

2 この条例は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 31 日条例第 16 号)

(施行期日)

この条例は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 3 日条例第 21 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新糸満市企業誘致条例の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 31 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新糸満市企業誘致条例の規定は、平成 24 年 7 月 31 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新糸満市企業誘致条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 29 年 3 月 31 日以前に、改正前の新糸満市企業誘致条例第 4 条の規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

※上記条例の有効期限は、平成 34 年 3 月 31 日となっています。